

令和３年度第３回
袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議次第

日時 令和３年１１月１日（月）
午前１０時から
場所 市役所旧館３階大会議室

１ 開 会

２ 委員長挨拶

３ 議 題

- （１）小規模保育事業所の認可及び利用定員の設定に係る意見聴取について
（審議）

【資料１】

- （２）袖ヶ浦市子育て応援プラン（第２期）の進捗状況報告等について（報告）

- ①次世代育成支援行動計画の評価について

【資料２－１、資料２－２、資料２－３】

- ②子ども・子育て支援事業計画の実績報告について

【資料２－４】

- （３）子育てアンケート調査結果について（報告）

【資料３】

- （４）その他

４ 閉 会

議題(1)

小規模保育事業所の認可及び利用定員の設定に係る意見聴取について

第3回子ども・子育て支援会議

小規模保育事業の位置づけ

- 小規模保育事業とは、定員が6名以上19名以下で、0歳から2歳までの保育を必要とする子どもに保育を提供する事業です。
- 認可の基準については保育所に近いA型、家庭的保育事業に近いC型、中間型のB型の3類型が設定されています。

種別	職員数	職員資格	保育室等
A型	保育所の配置基準 ＋1名	保育士	0・1歳児： 1人当たり3.3㎡ 2歳児 1人当たり1.98㎡
B型	保育所の配置基準 ＋1名	1/2以上が保育士	
C型	0～2歳児 3：1	家庭的保育者	0～2歳児： 1人当たり3.3㎡

子ども・子育て支援制度における施設・事業ごとの認可・確認主体

子ども・子育て支援 制度上の区分	認可主体	確認主体	市内施設 (R3.1 0.1時 点)
認定こども園	県	市	1
幼稚園			1
保育所			13
居宅訪問型保育事業	市	市	—
家庭的保育事業			1
小規模保育事業			4
事業所内保育事業			1

認可予定の小規模保育事業の概要

施 設 名	スクルドエンジェル保育園袖ヶ浦園Ⅲ
施 設 の 種 類	小規模保育事業（A型）
運 営 主 体	株式会社スクルドアンドカンパニー
所 在 地	袖ヶ浦市袖ヶ浦駅前1丁目39番地1 3 ウィザースレジデンス袖ヶ浦Ⅱ 1階
事 業 開 始 日	令和3年12月1日
認 可 申 請 定 員	19人（0歳:5人 1歳:7人 2歳:7人）
保 育 室 等 （カッコ内は認可基準）	0歳児室 19.91㎡（>16.5㎡=3.3㎡×5人） 1歳児室 26.2㎡（>23.1㎡=3.3㎡×7人） 2歳児室 17.57㎡（>13.86㎡=1.98㎡×7人）
園庭（カッコ内は認可基準）	27.0㎡（>23.1㎡=3.3㎡×7人）
給 食	自園調理

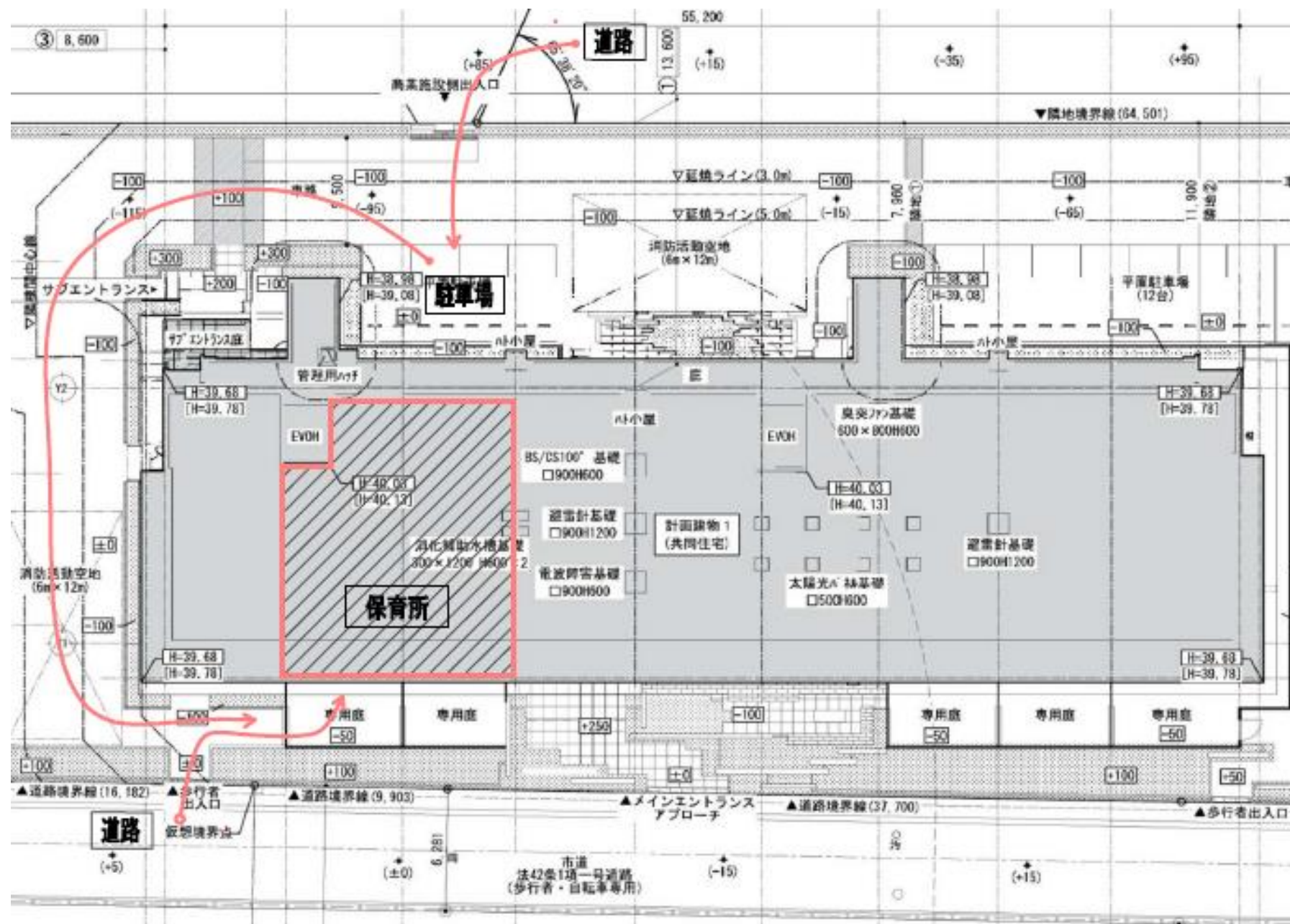
施設位置図



外観写真



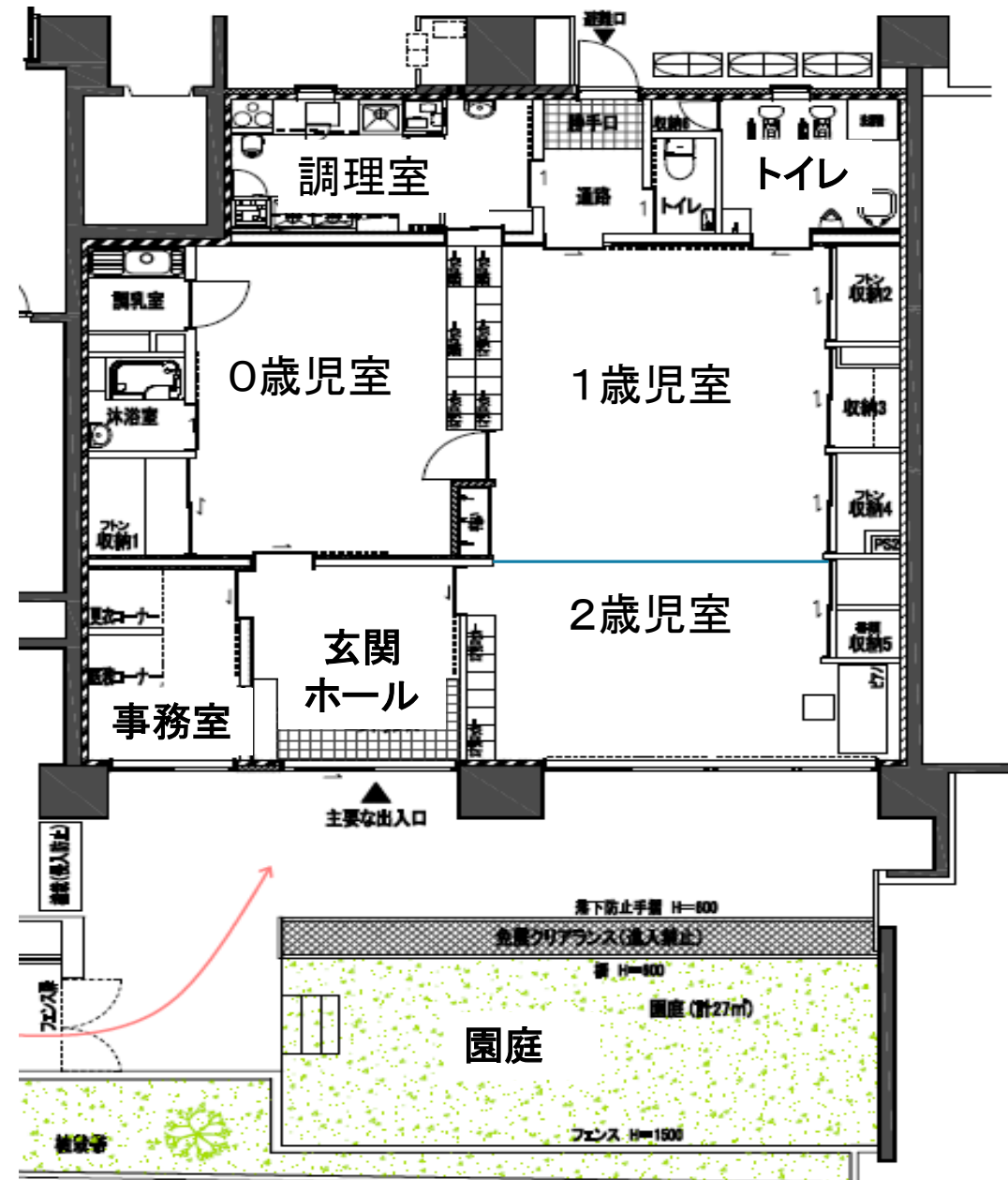
外構図



平面図

施設概要

- ・玄関ホール
- ・事務室
- （更衣コーナー、医務コーナー）
- ・0歳児室（調乳室、沐浴室）
- ・1歳児室
- ・2歳児室
- ・調理室（自園調理）
- ・幼児用トイレ
- ・職員用トイレ
- ・園庭



イメージパース



審議事項① 事業認可について

スクルドエンジェル保育園袖ヶ浦園Ⅲの認可申請に対し、下記の点から市は認可をする方針です。このことについて、子ども・子育て支援会議にて意見を伺います。

- ①当該事業が市の認可基準（部屋面積や保育士の資格や人数など）を満たす見込みであること
- ②当該事業は市の子育て応援プラン（第2期）策定時点から計画されており、計画内の教育・保育の量の確保方策に位置づけられていること
- ③令和3年4月時点において保育所入所待ち児童が発生しており、本事業が住民の福祉の向上に寄与するものであること

審議事項② 利用定員の設定について

スクルドエンジェル保育園袖ヶ浦園Ⅲの利用定員について、市は下記の点から認可定員と同数で利用定員を設定する方針です。
このことについて、子ども・子育て支援会議にて意見を伺います。

- ①当該事業が市の確認基準を満たす見込みであること
- ②利用定員が認可定員と一致していること

袖ヶ浦園Ⅲの認可定員及び利用定員（申請人数）

（単位：人）

年齢	0歳	1歳	2歳	合計
認可定員	5	7	7	19
利用定員	5	7	7	19

認可に係る意見聴取の根拠

■児童福祉法 第34条の15第2項

国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等を行うことができる。

同条第4項

市町村長は、第2項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

■袖ヶ浦市家庭的保育事業等の認可の手続に関する規則 第3条

市長は、家庭的保育事業等の認可をしようとするときは、あらかじめ袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議の意見を聴かなければならない。

利用定員の設定に係る意見聴取の根拠

■子ども・子育て支援法 第43条第3項

市町村長は、第一項の規定により特定地域型保育事業(特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。)の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。